

足立区議会広報委員会の運営等に関する規程

(平成20年12月10日区議会議長訓令甲第5号)
改正 平成25年3月1日区議会議長訓令甲第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、足立区議会会議規則(昭和31年9月26日区議会議決)第126条の規定により設けた足立区議会広報委員会(以下「広報委員会」という。)の運営及び議会の広報に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 広報委員会は、足立区議会だより(以下「区議会だより」という。)の編集及び足立区議会ホームページ(以下「区議会ホームページ」という。)への議会情報の掲載に関し協議又は調整を行うものとする。

(構成員)

第3条 広報委員会の構成員は、議長、副議長、議会運営委員長及び各会派の代表者とする。

2 前項の各会派の代表者の数については、議長が別に定める。

(招集等)

第4条 広報委員会は、議長が招集し、主宰する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急な場合又は軽微な事項については、議長が決定することができる。

(議長の職務代行)

第5条 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

(開催)

第6条 広報委員会は、第3条第1項に規定するすべての構成員が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(議事)

第7条 広報委員会の議事は、全会一致をもって決定する。ただし、やむを得ない場合は、出席者の過半数をもって決定することができ、可否同数のときは議長が決定するものとする。

2 前項ただし書の場合において、議長は、出席者として議決に加わることができない。

(区議会だよりの発行)

第8条 区議会だよりの発行は、議長がこれを行う。

2 区議会だよりは、年4回の定例会終了後に発行する。

3 前項に定めるもののほか、議長は、必要に応じて、臨時号を発行することができる。

(区議会ホームページ掲載情報の更新)

第9条 区議会ホームページに掲載する情報について、新たに追加し、修正し、又は削除する必要が生じた場合は、遅滞なく更新する。

(区議会事務局の事務)

第10条 区議会だよりの編集及び発行並びに区議会ホームページに掲載する情報の更新に係る事務は、区議会事務局がこれを行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、広報委員会の運営並びに区議会だよりの編集及び発行並びに区議会ホームページへの情報の掲載及び区議会ホームページに掲載する情報の更新に関し必要な事項は、広報委員会が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成20年12月10日から施行する。
- 2 足立区議会広報委員会設置規程（平成15年3月18日議会運営委員会決定。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の日前に、旧規程の規定により決定された事項は、この規程の規定により決定された事項とみなす。

付 則（平成25年3月1日区議会議長訓令甲第2号）

この規程は、平成25年3月1日から施行する。